

電波監理審議会（第1108回）議事録

1 日時

令和4年11月21日（月）15：00～16：08

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

日比野 隆司（会長）、笹瀬 巖（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

小笠原 陽一（情報流通行政局長）、山碓 良志（大臣官房審議官）、
林 弘郷（総務課長）、岸 洋佑（放送政策課企画官）

（総合通信基盤局）

竹村 晃一（総合通信基盤局長）、豊嶋 基暢（電波部長）、
近藤 玲子（総務課長）、荻原 直彦（電波政策課長）、
高橋 文武（室長）、入江 晃史（移動通信企画官）

(4) 事務局

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

宮澤 茂樹（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 報告事項（総合通信基盤局）	
① 令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査結果	1
② 周波数再編アクションプラン（令和4年度版）（案）に対する意見募集の結果	4
③ 携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォースにおける検討状況	11
(3) 報告事項（有効利用評価部会）	
有効利用評価部会の活動状況	21
(4) 諮問事項（情報流通行政局）	
① 日本放送協会の関連事業持株会社への出資認可申請	24
② 日本放送協会の関連事業出資計画の認定申請	24
(5) 閉 会	31

開 会

○日比野会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き感染防止策の徹底を図っていくこととされておりますことから、本日の11月期会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項2件、報告事項が4件となっております。

それでは、総合通信基盤局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

報告事項（総合通信基盤局）

(1) 令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査結果

○日比野会長 それでは議事を開始いたします。報告事項「令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査結果」につきまして、入江移動通信企画官から説明をお願いいたします。

○入江移動通信企画官 総務省移動通信課の入江でございます。

過日10月24日に開催された電波監理審議会において、令和4年度の携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果について、私から御報告させていただきました。

報告後の10月28日ですけれども、株式会社NTTドコモから総務省に対

しまして、利用状況調査のために同社が提供したデータに誤りがあった旨の申告がございました。

改正電波法に基づく電波の有効利用評価は、電波の利用状況調査を勘案して行われるものでありまして、総務省としては、今回のような電波監理審議会報告後のデータ訂正は、評価制度の根幹を揺るがしかねない事態として大変遺憾であると考えております。

総務省といたしましては、株式会社NTTドコモに対しまして、問題の発生原因と再発防止策につきまして、1か月以内で報告するように行政指導を行いました。併せて今般の事案について、他社の評価にも影響し得るものでありますことから、他社に行政指導を行った旨も共有いたしました。

これによりまして、今後の利用状況調査結果に対する信頼性を確保したいと考えております。

なお、この行政指導を行うための他社と共有いたしましたけれども、他社からNTTドコモのような、データの訂正の報告はございませんでした。

総務省といたしましても、今回の事案を受けましてさらにチェック体制を強化したいと考えております。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

私からの説明は以上となります。

○日比野会長 ありがとうございます。

本件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。笹瀬代理、よろしいですか。

○笹瀬代理 結構です。強いて言えば、今後こういうことが起こらないようにするような対策は、何かドコモから報告を受けているのでしょうか。

○入江移動通信企画官 今、原因と対応策について整理をお願いしているところでございまして、今のところまだ報告は受けてございません。

○笹瀬代理 分かりました。報告があった場合にこの電監審のほうにそういっ

た、もう一度報告をしていただけるんですか。それとも総務省だけでとどめておくという理解でしょうか。

○入江移動通信企画官 報告に関しまして、事務局と調整しましてまた先生方と御相談させていただければと思います。

○笹瀬代理 分かりました。以上です。

○日比野会長 その他、長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 ありがとうございます。大変残念な出来事だったと思っております。二度とこのことが起こらないようにドコモさん、そしてまた、他社の皆さんも心を引き締めて対応していただければいいなと思っております。

以上です。

○日比野会長 林委員はいかがですか。

○林委員 ありがとうございます。私からも、原因究明と再発防止の徹底をお願いしたいと思います。

○日比野会長 矢嶋委員はいかがでしょう。

○矢嶋委員 ありがとうございます。私も皆様と同じ意見ですけれども、逆に言うとなぜ誤っていることに気づくことができたのかというところも興味深く思っております。その点も含めての報告になると承知しておりますが、追って御報告いただければと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。私、日比野も委員の皆様とももちろん同じ意見でございまして、制度の根幹部分に関わることですので、ここはしっかりと行政指導をしていただいて、それと笹瀬代理もおっしゃいましたが、発生原因と再発防止策、これは可能な限り有効利用評価部会なり電監審なりに差し支えないところで報告をしていただいた方がよろしいかと思っております。

それから、もう一点ですね。総務省側でのチェック体制の強化、これもきつ

と必要なのだらうと思います。

以上、コメントです。

あと、委員の皆様、特によろしいでしょうか。

○笹瀬代理 結構です。

○長田委員 大丈夫です。

○日比野会長 ありがとうございます。

○矢嶋委員 結構です。

○林委員 大丈夫です。

○日比野会長 それでは、本報告事項につきましては終了としたいと思います。

ありがとうございました。

○入江移動通信企画官 ありがとうございました。

(2) 周波数再編アクションプラン（令和4年度版）（案）に対する意見募集の結果

○日比野会長 それでは続きまして、こちらも報告事項ですけれども、「周波数再編アクションプラン（令和4年度版）（案）に対する意見募集の結果」につきまして、荻原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○荻原電波政策課長 電波政策課の荻原でございます。

周波数再編アクションプラン（令和4年度版）につきましては、9月の電波監理審議会に案を御報告させていただいておりまして、その後1か月間、意見募集を行いました。本日はその結果を御報告させていただきます。

アクションプランは、本日御報告させていただいた後に、確定版を公表させていただきます。予定としてございます。

それでは、資料の2ページ目を御覧ください。意見募集の結果でございます

けども、合計110件ということで多くの御意見を頂戴しております。

次、3ページ目を御覧ください。アクションプランの概要をまとめておりますが、9月に説明した資料と同じですので、説明は省略させていただきます。

4ページ目を御覧ください。アクションプランの主な項目をまとめております。これも9月から変更はございません。

次のページ以降は、それぞれの項目の取組内容と、提出された意見を項目ごとにまとめております。本日は時間も限られておりますので、アクションプランの記載を一部変更した箇所ですとか電波の利用状況調査、それから評価に関わる意見、そういったものを中心にピックアップしまして、説明をさせていただきたいと思っております。

5ページ目を御覧ください。5ページ目は2025年度までの帯域確保目標でございます。各ページに右肩に赤字の米印で、令和4年9月報告より変更、このページでは変更ありと記載してございますけども、あり、なしを右上に記載してございます。

このページにつきましては、変更ありとしておりますけども、下のほうに黄色い網かけ部分がございます、「予定」という記載を削除しています。具体的には次のページを御覧ください。

6ページ目は、今のページに関連していただいた主な意見と、総務省の考え方をそれぞれ左と右に分けて表にしてまとめてございます。

先ほどの黄色い網かけの変更部分については、下から2つ目のI o T・無線LAN関連の一番右側の欄に、修正前、修正後と下線を引いた部分が変更部分になります。意見に直接基づく修正ではないですが、意見募集期間中に関係省令の公布・施行を行いましたので、時点修正を行ったというものでございます。

次の7ページ目、御覧ください。7ページ目は公共業務用周波数に関する取組です。

これに対する意見は次の 8 ページ目を御覧ください。8 ページ目、上から 2 つは賛同意見となっております。

一番下のソフトバンクからは、デジタル化に向けた対応状況について新たな有効利用評価方針の下、引き続き進捗を確認し、結果を公表していくことが重要、その上で、有効利用が図られてないと評価された帯域については、携帯電話システムなどの、他システムへの利活用を検討することも一案という意見をいただいています。

これに対する考え方としましては、公共業務用無線局については、毎年、利用状況調査を実施し、電波監理審議会における有効利用評価を行うこととしておりまして、今後の施策の検討の際に参考とさせていただくという回答としてございます。

ページ飛んでいただきまして、12 ページを御覧ください。12 ページは 5 G の関係でございます。

真ん中の周波数の短冊のところに、青で表記してはいますが、2.6 GHz、ローカル 5 G、4.9 GHz 帯の取組についてまとめております。このうちローカル 5 G と 4.9 GHz 帯への御意見について説明させていただきます。

次の 13 ページ目を御覧ください。ローカル 5 G についての御意見は、下の 3 つ、携帯電話各社から、電波の利用状況に関する詳細な調査、検証の実施について意見をいただいております。特に下から 2 つ目のソフトバンクについては、有効利用されていない場合は、将来的に携帯電話システム等への活用を検討することも一案といただいております。

これに対しましては右側でございますが、ローカル 5 G は広域的な利用や海上への利用拡大といった、より柔軟な運用に向けた検討を進めているところでございますので、今後の施策の検討の際に参考とさせていただくとまとめております。

次に14ページ目、御覧いただければと思います。

4.9GHz帯について、こちらは賛同意見のほか、上から2つ目、ソフトバンクから、遅くとも来年度中の割当てを要望する意見。他方、下の4つの意見、これについては既存の無線システム側、4.9GHzを実際に今使用されているシステム側からの御意見でございまして、移行先周波数帯の早期提示ですとか、既存の利用者が不利益にならないよう十分な移行期間の確保や、費用に配慮してほしいといった意見をいただいております。

これに対しましては、右側の考え方でございますけども、上から2つ目になります。これまでの事前調査の結果、他システムに移行する場合は代替性について十分な検証を求める意見、また、システム全体を一括して移行するような明確な移行先システムが今現状ないということで、さらなる詳細調査の実施等が必要であり、今後のスケジュールも含めて慎重に検討を進めていくといった回答にしております。

次は、17ページを御覧ください。無線LANの関係になります。17ページ、赤の点線の右側のほう、さらに周波数拡張を検討していくということで、周波数の短冊を御覧いただくと黄色で示していますが、現在、放送事業者が使用している周波数帯がございます。こちらに対する御意見いただいております。

それから右下に、青字で5G候補と記載しております7025から7125MHz帯についても御意見を頂戴しております。

18ページ目を御覧ください。賛同意見も多く頂戴しているんですけども、一番下、放送事業者19者から、既存免許人の意見を十分聴取した上で、十分な審議をとった御意見をいただいております。

これに対しては、現在、情報通信審議会において検討を開始しているところであり、既存のシステムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧な検討を進めていくとまとめております。

19ページ目を御覧ください。こちらは、先ほど右下に5G候補と青字で書いていた周波数帯についての意見です。

真ん中の少し下に（関連）と記載してはいますが、アクションプラン本体で、本帯域についてはWRC-23のIMT特定候補帯域であり、5Gの周波数の割当ての可能性について検討すると記載してあります。

御意見としましては、一番上のノキア、あるいは2つ目のドコモなどの携帯電話側の企業等からは、IMTいわゆる携帯電話を推す意見をいただいています。他方で上から5つ目になりますけれども、Wi-Fi Allianceですとか、あと下から2つ目、アップルなど米国企業、こちらからは無線LANを推す意見をいただいております。

考え方としましては、諸外国の動向等を踏まえて既存システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧な検討を進めていくというふうにしております。この帯域については、WRC-23が来年11月に開催されますけれども、その結果を踏まえつつ、国内における既存システムとの共用検討の状況を考慮して、いずれに割り当てるか検討を進めていくこととなります。

次はページ飛びますが、26ページを御覧いただければと思います。

26ページは1.9GHz帯の公衆PHSサービスの終了に伴う取組でございまして、アクションプランの記載におきまして、上の枠内、四角で囲った中に赤字で表記している部分がございます。既存無線システムと共用条件という記載を追記する変更を行いたいと考えています。

これは現在、下の周波数の短冊を見ていただければと思いますが、紫色の公衆PHSとその両端に、薄い緑色で表記している携帯電話がございます。この携帯電話におきましては、PHSへの干渉の観点から現在、携帯電話の帯域外の不要発射レベルを厳しく規定している状況でございます。

次の27ページを御覧ください。この点について、一番下のKDDIから意

見いただいております。現在、情報通信審議会のデジタルコードレス電話作業班におきまして、共用の観点から、この携帯電話システムの技術的条件についても検討が実施されておりますので、この内容をアクションプランに明記してほしいという要望でございます。

これについて意見を踏まえて、先ほど御紹介しましたとおり、この表では右下のアンダーラインで表記してはいますが、先ほどの赤字の記載の部分を明記したというものでございます。

次のページを御覧ください。Beyond 5Gの取組は、意見は次のページにまとめておりますので、29ページを御覧ください。

こちらは賛同意見と要望をいただいておりますけれども、情報通信審議会から技術戦略の答申をいただいておりますので、それを踏まえて、総務省として重点的に推進していく旨を回答してございます。

次のページ以降は全ての意見とそれに対する考え方とアクションプラン本体になりますので、説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○日比野会長 萩原課長、御説明ありがとうございました。

それでは委員の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。的確な対応をされていると思いますので、これでいいと思います。

○日比野会長 ありがとうございます。長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 ありがとうございます。御意見の中にやはり現在その周波数を使っている方々が、丁寧に対応してほしいという御意見が多数出ていたと思いますけれども、それを進めながらも再編がうまくいけばいいなというふうに思っています。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。林委員はいかがでしょう。

○林委員 ありがとうございます。おおむね賛同意見が多かったように思いますので、こういった形で引き続き施策の推進をお願いしたいと思います。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。矢嶋委員はいかがでございましょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございます。様々な角度から御検討いただいていると感じました。私からは特段の意見はございません。

○日比野会長 ありがとうございます。私も事業者から寄せられた意見を踏まえて適切に修正をいただいているということで、結構だと思います。

その上で、ひとつ電波共用の関係で質問ですけれども、5月にKDDIに2.3GHz帯を割り当てて、ダイナミック周波数共用の試金石という形で紹介されたと思います。まだ評価とか進捗というのはそれほどないのかもしれませんが、現在のところこれは順調に進んでいるということによろしいでしょうか。

○荻原電波政策課長 来年の中盤ぐらいに、実際に電波の発射をするということで、今、詳細調整をKDDIと共用相手のほうで進めていただいております。まさに最終的な準備を行っているという状況でございます。

○日比野会長 その辺は順調に進んでいるということですね。

○荻原電波政策課長 順調に進んでおります。

○日比野会長 分かりました。ありがとうございます。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。

○日比野会長 それでは、特によろしいでしょうか。

よろしければ、次の報告事項に参りたいと思います。それでは、荻原課長、ありがとうございました。

○荻原電波政策課長 ありがとうございました。

(3) 携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォースにおける検討状況

○日比野会長 では、続いての報告事項ですけれども、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォースにおける検討状況」につきまして、高橋室長から説明をお願いいたします。

○高橋室長 電波政策課の高橋でございます。

それでは、携帯電話用周波数の再割当てに関する円滑な移行に関するタスクフォースの検討状況について御説明をさせていただきます。

こちらのタスクフォースについては、11月8日に直近の会合が開催されました、報告書案の取りまとめが行われたところでございます。現在11月10日から12月9日まで意見募集を行っているところでございます。本日お配りしている資料は、報告書案の概要となります。

1 ページ目を御覧ください。検討の経緯でございます。先の通常国会におきまして、改正電波法が成立いたしました。この中に「電波監理審議会の機能強化」、「携帯電話用周波数の再割当て制度」が盛り込まれてございます。

再割当て制度については、こちらの四角の中の①②③と書いてございますけれども、こちらの3つの場合に再割当てができる制度になってございます。

今回、検討を行ったタスクフォースでは、こちらの②番について、再割当て要望のあったプラチナバンドを念頭に置きまして、開設指針の制定の申出が行われ、開設指針を制定することが決定した場合における「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」について検討を行ってまいりました。

2 ページ目を御覧ください。再割当てにおける基本的な考え方をまとめてございます。

1 点目が、開設指針制定の要否の検討に当たっての考え方でございます。

一旦ページを飛んでいただきまして、8 ページ目を御覧いただければと思います。こちらに再割当てに係る開設指針制定までの流れをまとめてございます。この後御説明いたしますのは、こちら②の競願の申出のところのその下にございます開設指針制定の要否の検討の部分に関するものでございます。

再度、2 ページ目に戻っていただければと思います。開設指針制定の要否の検討に当たっての考え方ということで3 点まとめてございます。

1 点目は、申出人による有効利用の程度の見込みが電波監理審議会による既存免許人の有効利用評価の結果と同等以上であることとでございます。

2 点目は、再割当ての対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラフィック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすることとでございます。

3 点目として、改正電波法による開設計画の認定計画が従来よりも、従来の5 年から今回10 年に延長されてございます。こちらの均衡を考慮しまして、再割当ての対象とする周波数の選定に当たっては、既存免許人のその周波数を使用している期間であるとか、有効利用の結果を踏まえることとさせていただきます。

続きまして、周波数移行を行う際の考え方でございます。こちらも3 点まとめてございます。

既存免許人と新規認定開設者は、お互いに協力をして迅速な移行及び基地局展開に努めること。

2 点目として、既存事業者の利用者に許容しがたい不利益が生じることがないように、適切な移行期間等を設定すること。

3 点目として、新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすることというの

を、移行を行う際の基本的な考え方としてまとめてございます。

3 ページ目を御覧ください。移行期間の考え方となります。

基本的な考え方、周波数帯共通の「基本的な考え方」をまとめており、その後「プラチナバンドにおける移行期間の考え方」をまとめてございます。

まず、基本的な考え方として、標準的な移行期間について、電波法における免許の有効期間が5年であることを考慮すると、移行期間についても、5年間を標準的な移行期間とすることが適当としてございます。

(2) のところ、標準的な移行期間を超える場合でございますけれども、既存免許人の無線局について計画的に移行を実施しても、5年以内に移行が完了する見込みがなく、かつ、移行完了前に既存免許人の周波数の使用を停止することにより、既存免許人の利用者の通信環境に許容しがたい悪影響が生じるようなことがある場合は、移行完了予定時を勘案して、周波数の使用期限を決定することはやむを得ないと考えるとしてございます。

ただし、この場合でございますけれども、開設計画の審査において優位と判断された新規認定開設者による周波数利用が早期に開始できるよう、既存免許人の周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、既存免許人の無線局を漸減させることを条件としています。

続きまして、プラチナバンドにおける移行期間の考え方でございます。

プラチナバンドの再割当てが行われた場合に幾つか移行に必要な作業がございますけれども、このうちレピータ交換については、新規認定開設者による基地局の開設に必須な作業となりますので、レピータ交換に要する作業期間を勘案して、移行期間を設定することが適当としてございます。

また、移行期間の設定に当たっては、既存免許人に対してレピータの移行計画の概要等の報告を改正電波法に基づく手続として求めまして、こちらの移行計画が標準的な作業工程に基づいて算定されており、先ほどの(2)の考え方

に照らして整合するときは、調査結果を勘案して5年を超える移行期間を設定することが適当としております。

移行計画の内容の妥当性が重要となりますので、専門的な知見を有する者等の第三者による確認も併せて行うことが適当としてございます。

その下、(2)でございませけれども、既存免許人による周波数移行を確実に実施するための措置ということで2点書いてございます。

1点目は、先ほど策定をした移行計画でございませ。総務省は、既存免許人に対して、周波数の使用期限、新規認定開設者の開設計画の内容等を踏まえた移行計画の策定を求めるということございませ。移行計画の妥当性については第三者による確認を行います。また、総務省は、電波の利用状況調査の一環としまして、既存免許人に対して移行計画の進捗状況を求め、こちらについては電波監理審議会における評価をお願いできればと考えております。

移行期間中の既存免許人の無線局の再免許について、認定日以降の既存免許人の無線局の再免許の有効期間を1年とする、また、再免許の審査の際には、移行計画の進捗状況、電波監理審議会による評価の結果を勘案するとしてございませ。

4ページを御覧ください。移行費用の負担の考え方でございませ。

こちらも「基本的な考え方」と「プラチナバンドにおける考え方」の2つに分けて書いてございませ。

まず、移行費用の負担の基本的な考え方でございませ。改正電波法による再割当制度の内容を踏まえますと、既存免許人の周波数の使用を停止するための費用については、既存免許人の負担を原則とすることが適当としてございませ。

また、終了促進措置の活用については、競願の申出による周波数移行は、開設計画の審査の結果、申出人の開設計画が認定された場合に実施されるものであり、また、終了促進措置については、本来的には当事者間の合意をベースに

任意で行われるものであることを踏まえると、競願の申出による周波数移行において、終了促進措置の活用は任意とすることが適当としてございます。

7 ページに、従来の周波数再編と今回の再割当制度との相違というのをまとめています。従来の周波数再編においては、国がアクションプランの策定等を通じて再編を判断しておりましたが、今回の再割当てにおいては、開設計画の審査を通じて再編を行うかどうか判断されるということで、終了促進措置についても実質的に義務化するのか、任意とするのかということで今回は「任意」と整理をしてございます。

続きまして、プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方でございます。

プラチナバンドの移行費用、移行作業については、大きく分けてレピータ交換、基地局の増強、基地局の受信フィルタの挿入の3点がございます。これらのいずれについても、既存免許人の負担を原則とするという考え方となっております。

レピータ交換については、先ほど移行期間の設定の際にもレピータ交換の期間を基にすると書かせていただきましたけれども、こちらは、新規認定開設者による基地局開設の必須の作業となりますので、新規認定開設者の希望によって、移行計画外の工事を求める場合については終了促進措置を活用することが適当としてございます。

その他基地局の増強と、フィルタの挿入については終了促進措置の対象外とすることが適当としてございます。

5 ページ目を御覧ください。最後にその他の留意事項ということでまとめてございます。

今回のタスクフォースの検討を通じて、明らかになった点として3点記載してございます。

1 点目は周波数の周波数移行の円滑な実施を行うために、今後はソフトウェア

アの設定変更等のみで対応周波数を変更できるような無線設備の導入を促進すべきであるというのが1点目でございます。

また、2点目は、国家戦略の推進ということございまして、現在、既存事業者は、デジタル田園都市国家インフラ整備計画などの5G展開に関する取組を進めているところでございますけれども、こちらの取組と周波数再編が行われた場合の移行計画の実施、こちらを両立することが必要だということをご2点目として書いてございます。

3点目は、再割当て以外の方法として、新たな携帯電話用周波数確保に向けて、総務省においては、周波数再編アクションプランに掲げられた周波数に限らず、更なる周波数確保に向けた検討を進めることが適当と最後に記載してございます。

以上が報告書の概要の主なポイントとなります。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○日比野会長 お願いします。

○笹瀬代理 御説明どうもありがとうございました。

1点、質問ですけれども、最後の5ページ目のところ、その他の留意事項のところですが、国家戦略で5Gに関して、5Gの展開を図ることが重要だということですが、実際各キャリアはプラチナバンドの5Gの展開を進めていると思いますので、5Gを利用できるようにプラチナバンドを切り替える場合に、1つ目に書いてあったソフトウェア等で周波数変更可能にするということに関して、何か総務省のほうから指導されているのでしょうか。

質問は、プラチナバンドで4Gから5Gに変わる場合に、無線設備を入れ替える必要があると思いますが、その際に、何か周波数の変更をソフトウェアで

対応できるような取り組みを検討するよう、総務省のほうから指導はされているのでしょうか。

○高橋室長 4Gから5Gへの移行のときに、必ずしもそのソフトウェアのみで変更させる必要は特にないかと思いますので、総務省のほうからは特段そういった指導はしていないかと思います。こちらに書いてあるのはあくまでも周波数再編、移行を進めるときに、より円滑になるようにと。今回プラチナバンドの移行期間に時間がかかるのは、物理的にレピータの交換を行わなければいけないということがありますので、今後はそういった交換、物理的な設備の交換を行わずにできるようにという記載でございます。

○笹瀬代理 分かりました。質問は、キャリアが変わった場合には、必ず新しいレピータに交換する必要があるかどうかです。つまり、ソフトウェアを変更して、キャリアが変わっても使えるようにはできないのでしょうかという質問です。

○高橋室長 ありがとうございます。レピータについては、各キャリアに割り当てられている周波数帯に固定され、中継する周波数が固定されておりますので、今回再割当てが行われ、これまで使っていた周波数帯の一部が別の事業者にも再割当てが行われた場合は、こちらの交換を行う必要がございます。

物理的な交換を行うことがないよう、最近ではソフトウェア等で変更ができるようなレピータも出てきておりますので、今後はそういったものの導入を進めていくべきでしょうということです。

○笹瀬代理 分かりました。ありがとうございます。

○日比野会長 よろしいでしょうか。それでは、長田委員はいかがですか。

○長田委員 ありがとうございます。2ページ目の(2)のところに出てくるその許容しがたいという、言葉の意味としては許容しがたい不利益とか許容しがたい品質劣化というのは、私の思っている許容しがたいと専門家の皆さんが

思っているのも違いただろうなと思って、なかなか言葉として解釈が難しいなと思ったんですけど、何かこれはいずれそういう基準のようなものができるのでしょうか。

○高橋室長 特に基準をつくるようなことは予定してございませんけれども、いずれにしても、利用者の方が不利益になるようなことが生じないようにと考えております。また、特に端末の交換を行うようなことも、周波数帯によっては再割当てによって生じます。そういう場合においても、円滑な移行ができるようにという意図もございます。

○長田委員 そういう場合はそうなんですね。端末によっては受けられる周波数が限られているものがまだまだ多いと思いますので、分かりました。ただ、その許容しがたいという言葉がなかなか強いので、確認させていただきました。以上です。

○日比野会長 よろしいでしょうか。それでは、林委員はいかがですか。

○林委員 ありがとうございます。質問ではなくコメントですけれども、7ページのところですけれども、終了促進措置を義務化していた過去の周波数再編とは異なり、今回は、まさに本審議会において、厳正な比較審査をして、その結果、既存事業者と新規事業者との間の優劣を決めるものとなりますので、これは言い換えれば、電監審の責務がいつそう重くなったものと存じますし、事業者側からすると、仮に競願となった場合は、既存免許人にとっては、絶対に競争に負けられない戦いとなるかと思っておりますので、そういう意味では、提案される開設計画の競争性は一層高まるものと存じます。

それ自体はもちろん結構なことですけれども、ただ、最終的に比較審査の重責を担う我々電監審委員からしますと、開設計画の優劣評価について、従前以上に、対外的な説明責任を徹底的に果たしていく必要がございますので、その意味では、競争性のすべての基礎となる、開設指針の審査基準の公平性・客観

性・透明性・予見可能性が、これまで以上に、より一層求められるものと考えております。

これらの点につきまして、総務省におかれましても、一層のご留意をお願いしたいと存じます。

以上です。

○高橋室長 ありがとうございます。御指摘の点ごもつともかと思えます。

○日比野会長 よろしく申し上げます。それでは、矢嶋委員はいかがでございますか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。1点質問ございます。

4ページ目です。プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方の(3)なのですが、この受信フィルタの挿入については、各事業者のポリシーの基に行っているということで、特に考慮の対象としないという御意見と理解しておりますが、この御意見について事業者側というのは納得しているのでしょうか。要はここについての意見の対立があるのかどうなのかという点をお聞きしたいと思っております。

○高橋室長 既存事業者はフィルタに限らず、基本的に移行に関する費用は新しく使う人が全て負担すべきと主張しておりますので、その主張からは合っていないということにはなろうかと思えます。

○矢嶋委員 この受信フィルタの挿入をするかどうかという点については、事業者は、通信の品質に影響があると考えており、こちらは考えてないということだと思うのですが、この点は、最終的には技術論ということになるのだろうという理解です。最終的に事業者からはどのように納得を得るということになりますでしょうか。

○高橋室長 効果がないと報告書案では申し上げておりません。4ページ目のフィルタの挿入のところに1つ目の四角の1ポツ目のところにも、「通信品質

を向上させる一定の効果が確認できた」と書いてございます。議論しているのは費用負担を誰がするかということでございます。効果があるイコール費用負担は新規認定開設者になるということではないと考えております。

一定の効果はあるけれども、それをすなわち新規認定開設者の負担とするのが適当なのかということについて、こちらに書いてございますけれども、その影響が持続的、継続的に発生するものかどうか、また、技術基準で規定されているものかどうか、他の周波数帯においては許容できているのに、なぜプラチナバンドだと許容できないのかといった点なども総合的に考慮しまして、費用負担については、新規認定開設者ではなく既存事業者とすることが適当ということで、まとめられたところです。

○矢嶋委員 すみません。効果がないという言い方はちょっと私の誤った言い方だったと思いますけど、影響の程度がそこまで深刻ではないという御意見だという理解です。ここはまだ事業者とは意見がすり合っていないところのようですので、引き続き理解を求めていくということかと理解しました。

○日比野会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

日比野ですけど、新しい制度として、携帯電話の周波数の再割当制度ができて、電監審も強化されて新しい仕組みで動いていくわけですけど、林先生もおっしゃいましたが、これまで以上に公正性、公平性の観点というのが一段と重要になってくるのだらうと思います。

再割当ての制度ができたからといって、再割当て自体が目的という訳ではなく、国民にとって電波が最大効率で利用されるというのがゴールでしょうから、そういう意味では、例えば、新規事業者が過度に優遇されているんじゃないかとか、既存事業者との公正公平な比較においては、間違っても疑義が出ないというのが非常に重要だと思いますので、一段と留意をしていくことが重要かと思えます。

○高橋室長 ありがとうございます。まさに開設指針の比較審査を行う場合の基準などについては、林先生からも御指摘いただき、非常に重要な点かと考えております。開設指針でこういった観点から比較審査を行うのかというのは、タスクフォースにおいては議論してございませんけれども、いただいた御意見なども踏まえて、実際にこの再割当てが行われる場合においては、より公平に客観的にも説明可能な内容で基準を設けていくことが重要かと考えております。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは本件、本報告事項については、以上でよろしいでしょうか。

○笹瀬代理 結構です。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、本件は以上ということにいたしまして、高橋室長、ありがとうございました。

○高橋室長 ありがとうございました。

報告事項（有効利用評価部会）

有効利用評価部会の活動状況

○日比野会長 続きましてこちらの報告事項ですが、「有効利用評価部会の活動状況」につきまして、笹瀬部会長から説明をお願いいたしたいと思っております。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしく申し上げます。

それでは有効利用評価部会の活動状況につきまして、御報告させていただきます。

資料を御覧ください。資料4です。前回の10月24日の電波監理審議会以降、部会を3回開催いたしました。一覧表で書いてある第2回目が10月25

日、それから第3回目が11月10日、第4回目が11月14日です。場所は全てWebによる開催で、出席者は委員、私と林委員2人と、それから特別委員が5名の方全員参加で行いました。

主な議題に関しましては、まず1つ目として、第2回に関しましては、令和4年度の携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果につきまして、総務省のほうから報告を受けまして、その報告を受けた後に、実際、携帯電話等の有効利用等につきまして周波数ごとの定量評価と、それから周波数を横断した定性評価の基本的な進め方について議論を行いました。それが第2回目です。

それから第3回目の11月10日に関しましては、議題が3つありまして、まず令和4年度の携帯電話及びBWAに係る、今度は複数の周波数を横断した定性評価の進め方につきまして、議論を行いました。

その後、令和5年度の電波の利用状況調査につきまして、総務省から報告がなされました。

その後に、令和4年度の携帯電話・全国BWAに係る有効利用評価に関する免許人ヒアリング、今回は定量評価関係を行いました。この日は2者、KDDI株式会社と沖縄セルラー電話株式会社、これはグループとして一つと、それからUQコミュニケーションズ株式会社について行いました。

それから11月14日に関しましては第4回会合で、このとき、この第4回に関しましてはヒアリングのみです。同様に令和4年度の携帯電話・全国BWAに係る有効利用評価に関する免許人ヒアリングということで、定量評価に関して4者、ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社、それから株式会社NTTドコモ、それから楽天モバイル株式会社、この4者についてそれぞれ免許人のヒアリングを行いました。

ヒアリングのやり取りに関しましては、各事業者からの説明資料や質疑応答

は、経営方針等に係る機微な情報を含んでおりますので、詳細をお伝えすることは控えたいと思います。

ただ、実際のこのヒアリングに関しましては、部会の構成員である林委員はじめ特別委員の先生方からも多角的な観点から多くの質問をいただきまして、また、事業者の方々に関しまして非常に丁寧な説明をいただきまして、非常にありがたく思っています。ということで質問も非常に中身も濃かったですし、回答もかなり詳しい回答をいただきましたので、大変有益なものとなりました。

ということでこの後、引き続き同じく今度は定性評価について検討を進めたいと、ヒアリングを通して検討を進めていく所存でございます。

私からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

有効利用評価部会部会長代理の林委員のほうから何か補足の御説明がございましたでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。ただいま笹瀬会長代理から御説明いただいたとおりでございますので、私から特に付け加えることはございません。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。その他各委員の皆様から何か御質問等ございましたらお願いいたします。

長田委員、特によろしいですか。

○長田委員 ありがとうございます。非常に過密なスケジュールで時間を目いっぱい使って審議されていて、本当に大変だなと思いながら傍聴させていただきながら勉強させていただいています。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。矢嶋委員、特に何かございますでしょうか。

○矢嶋委員 私も全てではないんですけども、何回かまた今後も傍聴させていただき所存ですので、引き続きよろしくお願ひできればと思っております。

○日比野会長 ありがとうございます。

電波監理審議会が新たに有効利用評価を担うことになって、最初の評価という事で、評価案の取りまとめのスケジュールもタイトですけど、ぜひスケジュール以上に内容のところを、丁寧に進めていただければと思います。

笹瀬部会長、林部会長代理におかれましては、本当に精力的に取り組んでいただきまして、誠にありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○笹瀬代理 事務局のサポートが絶大でしたので、この場を借りて御礼申し上げます。

○日比野会長 お疲れさまでございます。ありがとうございました。

それでは、本報告事項については終了したいと存じます。ありがとうございました。

以上で総合通信基盤局に関する議事を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

諮問事項 (情報流通行政局)

- (1) 日本放送協会の関連事業持株会社への出資認可申請
- (2) 日本放送協会の関連事業出資計画の認定申請

(情報流通行政局職員入室)

○日比野会長 それでは、議事を再開いたします。

諮問第27号「日本放送協会の関連事業持株会社への出資認可申請」及び諮問第28号「日本放送協会の関連事業出資計画の認定申請」につきまして、岸放送政策課企画官から説明をお願いいたします。

○岸放送政策課企画官 総務省の放送政策課で企画官をしております岸と申します。よろしくをお願いいたします。

○日比野会長 よろしくお願ひします。

○岸放送政策課企画官 それではお手元、諮問第27号説明資料のほうからまず御説明をさせていただきます。

諮問第27号及び諮問第28号まとめて、今年の6月に成立いたしました改正放送法に基づく新たな制度に基づくものでございまして、NHKの業務の効率化、それと受信料を財源としておりますその支出の抑制を主な目的といたしまして、NHKが出資する対象に関連事業持株会社を対象に加えるということ、それから関連事業持株会社から各子会社に対する出資の計画をつくってもらって、それに対して認定をすると、この2つの仕組みについて、今回お諮りするものでございます。

まず、諮問第27号のほうでございしますが、日本放送協会から関連事業持株会社への出資の認可に対する申請でございます。

先月25日付でNHKから出資の認可の申請がございました。申請の概要は下の1ページ目の表のところでございますが、27億円を出資いたしまして、関連事業持株会社を設立し、業務の効率化を図っていかうとするものでございます。

関連事業持株会社の商号は3の(1)に書いてございましており、株式会社NHKメディアホールディングスというものを新たに設立するという内容でございました。

出資の方法、27億円のうち現金出資が10億円、現物出資17億円により、設立時に発行する全ての株式をNHKが引き受けるという内容でございます。

2ページ目を御覧いただければと思います。出資の時期でございますが、本日諮問をいたしておりますけれども、答申いただいて認可をした暁には、その認可の日から年度末までに実施をする予定でございます。

審査の結果につきましては、3ページ目以降で御説明を差し上げたいと存じます。3ページ目、御覧いただければと思います。

審査に当たりまして主に2つの観点から審査を行いました。一つは法律で定められている要件でございますけれども、関連事業持株会社の出資をするに当たって、グループの業務の効率的な遂行を確保するために必要であることでございます。

そのために認可申請書の内容を左側に掲げてございます。これに沿って右側の理由で認可をすると、こういう関係性になってございますが、認可申請書の内容のほうから簡単に概要を御説明いたします。

1つ目のポツの下から3行目でございます。今回の出資によりまして、管理部門の集約、重複業務の整理などNHKグループの業務の効率化をスピード感を持って進めるといった内容になってございました。

この具体的な内容につきまして、次のポツと一番下の4ページにかけてのポツの中で、主に5つほどの要素が含まれていると考えております。

1つ目は、2つ目のポツの6行目あたり、具体的には、67人だった傘下子会社5社の役員数をおよそ半数に削減するという内容。

2点目は、そこから4行ぐらい下に下がっていただきまして、内部監査組織を持株会社に集約するという内容。

3点目がその3つほど下がっていただいて、傘下子会社の管理間接部門の業務のおよそ1割を集約していくということ。

その次に、4点目として制度やシステムの標準化を進める。これを少しずつステップを踏んでやっていくことで、業務の効率化を進めていくという内容でございました。

続きまして3つ目のポツ、3ページ目から4ページ目にかけての部分について、2026年度までに既存の業務委託費のおよそ2割以上を削減し、およそ200億円以上の業務委託費の削減を目指すということです。これに対応して効率的に遂行できる体制を確保するというので、傘下子会社5社の業務のスリム化といったことも内容として含まれているところでございます。

これらの役員数の削減などによる効率化効果として、2023年度中は年4億円、先ほど申し上げた業務委託費の削減というのを2026年度にかけてやっていくことで、総額で200億円以上という効率化効果が見込まれると考えております。

戻っていただきまして、3ページ目の右側、認可の理由でございます。今申し上げました認可申請書の内容を踏まえまして、2つ目のポツですけれども、関連事業持株会社の設立により、同社の経営指導の下で重複組織の集約・業務管理・システムの標準化等がスピード感を持って進むということが見込まれると判断いたしました。

併せまして、この関連事業持株会社の設立と業務委託の見直しをセットで進めることで、2026年度までに200億円以上の支出抑制が見込まれると判断いたしましたので、業務の効率的な遂行に必要な出資と認められることから、認可をして差し支えないものと考えております。

続きまして、4ページ目でございます。4ページ目以降、法律の要件に合致しているかという審査項目でございます。出資の相手方の要件として、関連事業持株会社が、専らNHKの必須業務、任意業務に密接に関連する事業を行う者を子会社として保有することが定款に書かれているかという観点でございま

すけれども、定款に書かれていることを確認いたしましたので、問題ないものと考えております。

5 ページ目、御覧いただければと思います。こちらも法律の要件でございますが、出資の相手方、つまりNHKから見た場合の関連事業持株会社の全株式をNHKが保有するという内容でございましたので、法律の要件を満たすということで、こちらも認可して差し支えないと判断をしております。

大きな2つ目の認可に当たっての考え方として、受信料を毀損するものでないことを確認いたしました。法律上、収支予算で定めるところにより行うと書いてございます。今回の認可申請に当たっては、出資額が27億円でございますが、既に令和4年度収支予算の資本収支において「出資28億円」が計上されており、国会承認を得ております。この範囲内に収まっていることから、収支予算で定めるところという要件を満たすものと判断いたしました。

併せて、支出の費用対効果といたしまして、先ほど申し上げましたとおり、関連事業持株会社の設立によりまして業務委託の見直しとセットで200億円以上の支出抑制が見込まれることから、27億円に対して200億円以上の支出抑制ということで費用対効果あるものと認めたところでございます。

以上が諮問第27号の説明でございます。

続きまして、諮問第28号の説明資料に移りたいと存じます。

こちらは、先ほど申し上げました関連事業持株会社から傘下子会社への出資の計画、これに対して認定申請がございましたので、それに対する審査でございます。

2 ページ目、御覧いただければと思います。2 ページ目から5 ページ目までです。これが傘下子会社5社の概要でございます。こちらにつきましては、審査結果のところ併せて御説明したいと思っておりますので、6 ページ目まで飛んでいただければと思います。

こちらの審査の観点も主に2つでございますが、1つ目は法律の要件でございます。各子会社への出資計画というのが必須業務または任意業務の遂行に必要であるかどうかということでございまして、認定申請書に5社の業務の内容が書いてございます。いずれも放送番組制作あるいはそれに伴う美術、催物の企画・実施を行う会社でございます。

こちらにつきましては、いずれもいわゆる必須業務、任意業務に密接に関連する事業を行うものと認められるため、法律の要件を満たすと判断をいたしました。

加えまして、7ページ目の上のほうでございますが、さらに関連事業持株会社からの出資による経営指導を通じまして、必須業務が円滑に遂行することが見込まれるだろうということで、いわば加点的要素として、こちらの出資も認めて差し支えないだろうという判断を致しました。

2点目の大きな柱といたしまして、受信料を毀損するものでないことでございますが、こちら先ほど諮問第27号のほうで説明したものと同じでございますけれども、いわゆる関連事業持株会社の設立と業務委託の見直しセットで200億円以上の支出抑制が見込まれるため、今回の出資計画についても費用対効果があるものと認めたことから、こちらの出資計画につきましても、認定して差し支えないものと考えてございます。

何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。

それでは委員の皆様から御質問、御意見等、よろしくお願いいたします。

笹瀬代理、よろしいですか。

○笹瀬代理 結構です。

○日比野会長 よろしいですか。あと、長田委員はいかがでございましょうか。

○長田委員 ありがとうございます。NHKさんがよりスリム化して、そして、受信料の値下げが実現し、そして、コンテンツの充実などが図られていくということを期待しております。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。林委員はいかがでございましょうか。

○林委員 ありがとうございます。諮問27号、28号ですけれども、結論的には、「今回の出資は、費用対効果のあるものと認められる」ということですが、こういった見込み通りに、費用対効果が達成できているかどうかを、NHK本体の経営委員会で不断にチェックし、かつ総務省のほうでもあわせて、事後的に見ていく必要があるだろうと存じます。その点についてはいかがでしょうか。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。岸企画官、いかがでしょうか。

○岸放送政策課企画官 林先生、御質問ありがとうございます。

先生御指摘のとおり経営委員会でのチェックのほか、総務省には決算という形でも上がってまいります。そこで、申請時点の計画どおり物事が進捗しているのかというところはしっかり見てまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○林委員 よろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。矢嶋委員はいかがですか。

○矢嶋委員 説明内容、いずれについても異存ございません。このとおりお進めいただければと思っております。

○日比野会長 ありがとうございます。

私も諮問27、28号の内容につきましては、全く異論はございません。林委員から御指摘ありましたけど、ここから先については、電監審にNHKの決算を報告していただくタイミングで、進捗状況をチェックということになるう

かと思えます。20年比で200億円以上の圧縮という結構大きな効率化を目指すということですので、担当部局におかれては、ぜひフォローを適宜お願いできればと思えます。よろしく申し上げます。

その他追加の御質問とか御意見等もしあればお願いいたします。

○笹瀬代理 特にありません。

○日比野会長 よろしいですか。分かりました。

それでは、諮問第27号及び28号につきましては、諮問のとおり認可及び認定することが適当である旨の答申を行います。ありがとうございました。

○岸放送政策課企画官 ありがとうございました。

○日比野会長 それでは、以上で情報流通行政局の議事を終了いたします。

情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

○岸放送政策課企画官 失礼いたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○日比野会長 それでは、本日はこれにて終了と致します。答申書につきましては、所定の手続によって事務局から総務大臣宛て、松本総務大臣宛てですか、提出をしてください。

なお、次回開催は令和4年12月21日水曜日の15時からを予定しております。よろしく申し上げます。

それでは、本日の審議会を閉会と致します。ありがとうございました。